

## 土地閉鎖登記簿謄本交付等事務の 取扱いについて(お知らせ)

沼津支局及び富士支局においては、不動産登記事務のコンピュータ化に伴い閉鎖された土地の登記用紙について、電子化作業が完了しました。

これに伴い、平成29年12月18日(月)から、電子化された土地閉鎖登記簿(以下「土地閉鎖登記簿電子情報」という。)による謄抄本の作成、閲覧の取扱いを下記のとおり行うこととしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 土地閉鎖登記簿謄抄本等の交付事務の取扱い

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷し、証明文を付記して交付する(登記簿謄抄本等の証明力は、従来のA4判のものと同ーです。)

#### 2 土地閉鎖登記簿の閲覧の対応

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷したものを交付する。

静岡地方法務局